

公立大学法人秋田公立美術大学職員育児休業細則

平成25年4月1日

規程第51号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人秋田公立美術大学職員育児休業規程（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第50号。以下「育児休業規程」という。）の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

（子の1歳到達日後に育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合）

第1条の2 育児休業規程第3条の3第3号ウの規程で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 育児休業規程第3条の3第3号ウに規定する当該子について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所もしくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）後の期間について、当面その実施が行われない場合

(2) 常態として育児休業規程第3条の3第3号ウに規定する当該子を養育している当該子の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者もしくは同条第1号に規定する養育里親である者（児童の親その他の同法第27条第4項に規

定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。)を含む。ウにおいて同じ。)である配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当する場合

ア 死亡した場合

イ 負傷、疾病又は身体上もしくは精神上的の障害により当該子を養育することが困難な状態になった場合

ウ 常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者が当該子と同居しないこととなった場合

エ 6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産する予定である場合又は産後8週間を経過しない場合

(3) 育児休業規程第4条第1号から第4号までに掲げる事情に該当する場合

(令和4規程16・追加)

(子の1歳6箇月到達日後に育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合)

第1条の3 前条の規定は、育児休業規程第3条の4第3号の規定で定める場合について準用する。この場合において、前条第1号中「1歳に達する日(以下「1歳到達日」とあるのは「1歳6箇月に達する日(以下「1歳6箇月到達日」と、同条第2号中「1歳到達日」とあるのは「1歳6箇月到達日」と読み替えるものとする。

(令和4規程16・追加)

(育児休業の承認の請求手続)

第2条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書により行い、育児休業規程第4条第8号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き、育児休業を始めようとする日の1月(次に掲げる場合は、2週間)前までに行うものとする。

(1) 当該請求に係る子の出生の日から育児休業規程第2条の2に規定す

る期間内に出生時育児休業をしようとする場合

(2) 育児休業規程第3条の3第3号に掲げる場合に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳到達日（当該請求をする嘱託職員が同条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該嘱託職員の配偶者が同号に掲げる場合もしくはこれに相当する場合に該当してする育児介護休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この号において「法定育児休業」という。）の期間の末日とされた日が当該請求に係る子の1歳到達日後である場合は、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該法定育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））以前の日である場合

(3) 育児休業規程第3条の4の規定に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳6箇月に達する日以前の日である場合

2 理事長は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。ただし、任期を定めて採用された職員が育児休業規程第4条第8号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。

（令和4規程16・一部改正）

（育児休業の期間の延長の請求手続）

第3条 育児休業の期間の延長の請求は、育児休業承認請求書により行い、育児休業規程第4条第8号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合を除き、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の1月（次に掲げる育児休業の期間を延長しようとする場合は、2週間）前までに行うものとする。

(1) 当該請求に係る子の出生の日から育児休業規程第2条の2に規定する期間内にしている出生時育児休業（当該期間内に延長後の出生時育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。）

(2) 育児休業規程第3条の3第3号に掲げる場合に該当してしている育

児休業

(3) 育児休業規程第3条の4の規定に該当してしている育児休業

2 前条第2項本文の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

(令和4規程16・一部改正)

(育児休業に係る子が死亡した場合等の届出)

第4条 育児休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を理事長に届け出なければならない。

(1) 育児休業に係る子が死亡した場合

(2) 育児休業に係る子が職員の子でなくなった場合

(3) 育児休業に係る子を養育しなくなった場合

2 前項の届出は、養育状況変更届により行うものとする。

3 第2条第2項本文の規定は、第1項の届出について準用する。

(令和4規程16・一部改正)

(育児休業をしている職員の職務復帰)

第5条 育児休業の期間が満了したとき、育児休業の承認が休職又は停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき又は育児休業の承認が取り消されたとき（育児休業規程第8条に規定する事由に該当したことにより承認が取り消された場合を除く。）は、当該育児休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

(育児休業等に係る辞令書の交付)

第6条 理事長は、次に掲げる場合には、職員に対して、辞令書を交付しなければならない。ただし、第1号から第4号までに規定する育児休業（同号については、引き続いて承認する育児休業に限る。）が当該育児休業に係る子の出生の日から育児休業規程第2条の2に規定する期間内にあるものである場合にあっては、辞令書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令書の交付に代えることができる。

(1) 職員の育児休業又は育児短時間勤務を承認する場合

(2) 職員の育児休業又は育児短時間勤務の期間の延長を承認する場合

(3) 育児休業又は育児短時間勤務をした職員が職務に復帰した場合

(4) 育児休業又は育児短時間勤務をしている職員について当該育児休業又は育児短時間勤務の承認を取り消し、引き続いて当該育児休業又は育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児休業又は育児短時間勤務を承認する場合

(令和4規程16・一部改正)

(勤務した期間に相当する期間)

第7条 育児休業規程第9条第1項の別に定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

(1) 育児休業をしていた期間

(2) 公立大学法人秋田公立美術大学職員給与規程施行細則（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第66号）第58条第3号および第4号に掲げる職員として在職した期間

(3) 休職にされていた期間（業務傷病等による休職者（公立大学法人秋田公立美術大学職員給与規程（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第65号）第25条第1項、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第14条又は公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和32年法律第117号）の規定の適用を受ける休職者をいう。）であった期間を除く。）

(育児休業をした職員の職務復帰後における号俸の調整)

第8条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日およびその日後における最初の昇給日（公立大学法人秋田公立美術大学職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第67号）第30条に規定する昇給日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

2 育児休業をした職員が職務に復帰した場合における号俸の調整について、前項の規定による場合には学内の他の職員との均衡を著しく失する

と認められるときは、同項の規定にかかわらず、その者の号俸を調整することができる。

(令和4規程16・一部改正)

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

第9条 第2条第2項本文の規定は、育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求について準用する。

(令和4規程16・一部改正)

(育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出)

第10条 第4条の規定は、育児短時間勤務について準用する。

(部分休業の承認の請求手続)

第11条 部分休業の承認の請求は、部分休業承認請求書により行うものとする。

2 第2条第2項本文の規定は、部分休業の承認の請求について準用する。

(令和4規程16・一部改正)

(部分休業に係る子が死亡した場合等の届出)

第12条 第4条の規定は、部分休業について準用する。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、職員の育児休業、育児短時間勤務および部分休業に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年9月30日規程第16号)

この規程は、令和4年10月1日から施行する。